**大滝地域における観光・地域生活・物流拠点再整備運営事業調査業務委託**

**仕様書**

1. **業務名**

大滝地域における観光・地域生活・物流拠点再整備運営事業調査業務委託

1. **事業目的**

地域住民と観光客の集客力強化のための道の駅大滝温泉を拠点とした観光施設整備と、

山間地域に居住する住民への宅配のためのトラックやバス、ドローンなどを活用した物流サービス拠点を併設し、観光拠点の市営三峰駐車場とも連携した大滝地域の回遊を促す一体的な管理運営を行う事業手法を検討する。

1. **事業概要**

道の駅大滝温泉内にある施設について、市民、利用者及び事業者などへのヒアリングを

通じ、課題を整理し、観光・地域生活拠点として当該施設が目指す方向性や導入すべき機能について、シナリオを整理する。整理したシナリオに基づき、事業計画案を作成して、民間の資金やノウハウを活用した事業手法の比較分析を行い、本事業への民間参入の可能性を高める募集形態を整理する調査事業を行う。

1. **交付金の取扱い**

当該事業は、国土交通省「令和６年度 先導的官民連携支援事業」の交付を受け実施するものであり、同交付金制度要綱の定めに従い、行うものとする。

1. **契約期間**

委託契約締結日～令和7年2月28日（金）まで

1. **履行場所**

　　埼玉県秩父市内及び秩父市が指示する場所

1. **業務内容**

　　全体を包括して行うものとし、次に掲げる表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務分類 | 業務内容 |
| ①導入機能整理 | 再整備する道の駅大滝温泉に導入すべき機能の検討（1）地域住民と観光客の集客力強化のための機能の整理（既存機能の強化、新たな機能の追加）（2）物流サービス拠点の規模・機能の整理（ドローン物流事業、遠隔医療事業、秩父版MaaS（貨客混載・EVカーシェアリング）事業）（3）市営三峰駐車場との連携強化のための課題整理＜調査項目＞・事例調査・現況調査・民間事業者へのサウンディング調査での意見聴取 |
| ②現況調査（地域住民、利用者、事業者へのヒアリング調査） | 再整備後の施設経営及び運営に活かすため、現在の施設の収支状況・利用状況を整理し、経営状況の分析を行う。＜調査項目＞・現指定管理者（株式会社 ちちぶ観光機構）の事業・収支報告書等による分析・現指定管理者へのヒアリングによる経営課題の抽出・地域住民・利用者へのアンケート調査 |
| ③事業手法の検討（比較分析） | 再整備後の道の駅における新たなビジネスモデル（事業計画）を複数案作成し、比較検討を行う。＜調査項目＞・ 調査項目①導入機能、②現況調査、④民間事業者の分析結果に基づく考察を行う。・ 新たなビジネスモデルのため、再整備後の道の駅の業務内容の洗い出し、官民の役割分担、民の業務範囲における事業者の想定、利用者数の想定、収支計画（指定管理料の検討含む）、地域雇用への貢献効果の推計を行う。・初期整備の役割分担も含め、管理・運営に関する事業手法を検討する。 |
| ④民間事業者へのサウンディング調査 | ・再整備後の想定事業者に対して、導入機能の規模・内容や事業計画の想定、市に期待する支援内容、参画可能性を調査する。＜調査項目＞秩父市未来技術社会実装協議会構成員や地域内の事業者等へのサウンディング調査 |
| ⑤事業者募集条件の整理 | ・業務分類①～④の検討を受けて、来年度以降に策定・公表する実施方針に規定する事業者募集条件を整理する。・募集条件の項目としては、事業範囲、事業期間、導入機能及びその条件、収支の想定、事業スケジュール、三峯神社との連携方策、国県制度の利用、住民説明方法等を想定する。 |

1. **成果品**

業務報告書　A4判・冊子綴じ・紙媒体２部

・事業計画

・体制図

・アンケート結果　を含む。

※CD-R等にPDF 版及びWord やExcel 等で作成した電子データを納入すること。

1. **納入場所**

〒369-1998

埼玉県秩父市大滝4058

　　秩父市　大滝総合支所　地域振興課

1. **付帯要件**
2. 受注者は、発注者と十分協議の上、本業務を実施しなければならない。
3. 受注者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。
4. 第三者に委託した場合、委託内容等詳細について発注者に報告しなければならない。
5. 本業務に必要な資料については、必要に応じて発注者が受注者に提供する。
6. 受注者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
7. 作業にあたり、受注者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受注者の負担により対処するものとする。
8. 本業務の成果品に関する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
9. 受注者は発注者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
10. **納品検査、引渡し及び請求**

契約期間完了日までに成果品を提出するものとする。

なお、納品検査は、成果品の引渡しの際に委託者が受託者立会いの上、行うものとする。なお、委託金の支払方法については精算払とし、各実施項目の遂行及び成果品の提出により、支払額を確定させる。

1. **仕様の変更等**
2. 委託者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ること。
3. 仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議して定めた上、受託者は委託者の指示に従うこと。
4. **その他**

上述の事項以外の不明な点については、随時調整する。

以上